

これからも

健康保険証を お持ちください



保険証なら
見せるだけ

マイナ保険証を
作らなくても、
保険診療は
受けられます！

詳しくは、明日の広告特集も
ご覧ください

いまの健康保険証は12月以降も
有効期限まで使えます



マイナ保険証は持っていません

健康保険証の有効期限が切れた後は、
資格確認書が自動発行されます。



マイナ保険証を持っています

健康保険証の有効期限が切れた後は、
マイナ保険証で受診します。
資格確認書は発行されません。



マイナ保険証は持っているけど、
資格確認書を使いたい

マイナ保険証の紐づけを「解除」すれば、
資格確認書の交付を受けられます。
「解除」手続きは各保険者（健康保険証の
発行元）で受付しています。

埼玉県保険医協会

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和4-2-2 アンリツビル5F
☎048-824-7130

